



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 訓令		
*4 事務決裁規程の一部を改正する訓令	(行政改革課) 1
*5 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(") 10
*6 旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令	(") 12
*7 農林水産総務課工事検査室分室長の事務決裁等の特別取扱規程を廃止する訓令	(") 12
*8 技術調査課検査指導室分室長の事務決裁等の特別取扱規程を廃止する訓令	(") 12
*9 検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程	(") 13

訓 令

和歌山県訓令第4号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、国体推進監、政策統括参事」を「、政策統括参事」に改める。

別表第1部長専決事項の欄15中「相互間」の次に「並びに第13款諸支出金各項に計上した経費の相互間」を加え、同欄に次のように加える。

21 和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）に関する次のこと。

- (1) 寄附による公有財産の取得のうち1件300万円以上500万円未満のもの（第9条）
- (2) 所管換え（第15条）

別表第1局長専決事項の欄42を同欄43とし、同欄41を削り、同欄40を同欄41とし、同欄41の次に次のように加える。

42 和歌山県公有財産事務規程に関する次のこと。

- (1) 買入れ又は交換による公有財産の取得のうち1件2,000万円以上7,000万円未満のもの（第9条）
- (2) 寄附による公有財産の取得のうち1件300万円未満のもの（第9条）
- (3) 投資及び出資による公有財産の取得（第9条）
- (4) 所属替え（第16条）
- (5) 行政財産の用途の変更又は廃止（第17条）
- (6) 普通財産の用途決定（第18条）
- (7) 移築等（第19条）
- (8) 行政財産の使用許可（第22条から第25条まで）
- (9) 行政財産の貸付け（第26条の2）
- (10) 普通財産の貸付け（第27条から第29条まで）
- (11) 普通財産の売払い又は譲与のうち1件2,000万円以上7,000万円未満のもの（第32条）

(12) 普通財産の売払いのうち廃川及び廃道敷の処分に関するもの (大規模なものを除く。) (第32条)

別表第1局長専決事項の欄39を同欄40とし、同欄12から同欄38までを同欄13から同欄39までとし、同欄11の次に次のように加える。

12 特例民法法人の解散の承認に関すること。

別表第1局長専決事項の欄に次のように加える。

44 和歌山県使用料及び手数料条例 (昭和22年和歌山県条例第28号) 別表第1第33項の行政財産の使用料に関する次のこと。

(1) その他の行政財産の使用料の決定

(2) 使用目的に該当しないもの又はこの表の料金によることが不相当と認めるものについての行政財産の使用料の決定

別表第1課長専決事項の欄11中「第15条」を「第16条」に改め、同欄41を次のように改める。

41 和歌山県公有財産事務規程に関する次のこと。

(1) 買入れ又は交換による公有財産の取得のうち1件2,000万円未満のもの (第9条)

(2) 投資及び出資による公有財産の取得のうち1件1,000万円未満のもの (第9条)

(3) 土地の境界の表示等に係る土地境界確認書の交換 (第13条)

(4) 公有財産の所属課室以外の課室等の継続使用 (第20条)

(5) 行政財産の使用許可のうち次に掲げるもの (第22条から第25条まで)

ア 許可の期間が1月以内である行政財産の使用許可

イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合の行政財産の使用許可

ウ 行政財産を継続して使用させる場合 (許可数量の小規模な増加等軽易な変更をして継続する場合を含む。) の行政財産の使用の許可の更新

(6) 行政財産の使用の変更許可 (第25条の2)

(7) 行政財産の使用許可の変更届出の受理 (第25条の3)

(8) 行政財産の貸付けのうち自動販売機の設置の用に供するもの (第26条の2)

(9) 普通財産の貸付けのうち次に掲げるもの (第27条から第29条まで)

ア 貸付期間が1月以内である普通財産の貸付け

イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合の普通財産の貸付け

ウ 普通財産を継続して貸し付ける場合 (貸付数量の小規模な増加等軽易な変更をして継続する場合を含む。) の普通財産の貸付けの更新

(10) 普通財産の貸付けの変更契約及び変更承認 (第29条の2)

(11) 普通財産の貸付けの変更届出の受理 (第29条の3)

(12) 普通財産の売払い又は譲与のうち1件2,000万円未満のもの (第32条)

別表第2総務部の表総務学事課の項を次のように改める。

<p>総務学事課</p>	<p>1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号) に関する次のこと。 (1) 一般社団法人又は一般財団法人の公益認定 (第4条) (2) 公益法人の変更の認定 (和歌山県公益認定等審議会が諮問を要しないものと認めたも</p>	<p>1 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に関する次のこと。 (1) 私立の学校の廃止及び設置者の変更、私立の盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における通信教育の開設及び廃止、私立高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更並びに私立の学校の収容定員</p>	<p>1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成22年法律第18号) に関する次のこと。 (1) 高等学校等就学支援金の受給資格の認定 (第5条) (2) 高等学校等就学支援金の支給停止 (第9条)</p>
--------------	---	---	---

<p>のを除く。) (第11条)</p>	<p>に係る学則の変更の認可 (第4条)</p> <p>(2) 私立の専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可 (第82条の8)</p> <p>(3) 私立の各種学校の設置者の変更及び収容定員に係る学則の変更の認可 (第83条)</p> <p>2 私立学校法 (昭和24年法律第270号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 私立学校審議会への諮問 (第8条)</p> <p>(2) 学校法人の寄附行為の補充 (第32条)</p> <p>(3) 学校法人の寄附行為変更の認可 (第45条)</p> <p>(4) 学校法人の解散の認可又は認定 (第50条)</p> <p>(5) 学校法人の合併の認可 (第52条)</p> <p>(6) 私立の学校への助成 (第59条)</p> <p>(7) 学校法人の収益事業の停止命令 (第61条)</p> <p>3 宗教法人法 (昭和26年法律第126号) に関すること。</p> <p>(1) 公益事業以外の事業の停止命令 (第79条)</p> <p>(2) 宗教法人の規則及び合併の認証の取消し (第80条)</p> <p>(3) 裁判所に対する解散命令の請求 (第81条)</p> <p>4 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 公益法人の変更の認定 (和歌山県公益認定等審議会が諮問を要しないものと認めたものに限る。) (第11条)</p> <p>(2) 合併による地位の承継の認可 (第25条)</p> <p>(3) 公益法人に対する勧告及び措置命令 (第28条)</p> <p>(4) 和歌山県公益認定等審議会への諮問 (第51条)</p> <p>5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 公益目的支出計画の変更の認可 (第125条)</p> <p>(2) 移行法人に対する勧告及び措置命令 (第129条)</p> <p>(3) 移行法人の清算時の残余財産の帰属の承認 (第130条)</p>	<p>2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 (平成22年文部科学省令第13号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の受給資格の消滅 (第4条)</p> <p>(2) 高等学校等就学支援金の支給再開 (第11条)</p> <p>(3) 高等学校等就学支援金の支給実績の証明 (第12条)</p> <p>3 宗教法人法に関する次のこと。</p> <p>(1) 宗教法人の規則の認証 (第14条)</p> <p>(2) 宗教法人の規則の変更の認証 (第28条)</p> <p>(3) 宗教法人の合併の認証 (第39条)</p> <p>(4) 宗教法人の任意解散の認証 (第46条)</p> <p>4 和歌山県報発行規則 (昭和25年和歌山県規則第66号) に関する次のこと。</p> <p>(1) 県報の発行 (第4条)</p> <p>(2) 県報の無償配布先の決定 (第6条)</p> <p>(3) 県報の正誤 (第11条)</p> <p>5 和歌山県情報公開条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 公文書の特定に資する情報の提供のための資料の作成 (第36条)</p> <p>(2) 公文書の開示についての実施状況の概要の公表 (第37条)</p> <p>6 和歌山県個人情報保護条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 和歌山県個人情報保護条例の運用状況の概要の公表 (第60条)</p>
----------------------	---	--

別表第2総務部の表財政課の項局長専決事項の欄1 (2) 中「第233条第4項」を「第233条第5項」に改め、同表税務課の項局長専決事項の欄3 (1) 中「出納員及び出納員身分証明書」を「和歌山県出納員 (収納

員)証」に改め、同表市町村課の項局長専決事項の欄1中「緊急措置に係る」を削り、同項課長専決事項の欄1(3)、同欄1(5)及び同欄1(6)中「(構成団体が一の振興局の管内市町村のみのものを除く。)」を削り、同欄1(7)及び同欄1(8)を削る。

別表第2総務部の表管財課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

4 寄附による公有財産の取得に係る協議のうち1件300万円以上500万円未満のものに関する事。

別表第2総務部の表管財課の項課長専決事項の欄3中「営繕工事」を「建設工事」に改め、同欄に次のように加える。

6 公有財産の取得、管理及び処分に係る協議に関する次のこと。

- (1) 買入れ又は交換による公有財産の取得のうち1件7,000万円未満のもの
- (2) 寄附による公有財産の取得のうち1件300万円未満のもの
- (3) 投資及び出資による公有財産の取得に関する事。
- (4) 公有財産の管理に関する事。
- (5) 公有財産の処分のうち1件7,000万円未満のもの及び県営土地改良事業により造成されたもの

別表第2企画部の表調査統計課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

1 和歌山県統計調査条例施行規則(平成21年和歌山県規則第21号)第2条第4号に規定する県基幹統計調査の指定に関する事。

別表第2企画部の表地域政策課の項局長専決事項の欄4(1)中「第18条の5第10項、第38条の5第8項」を「第19条第11項、第38条の5第9項」に改め、同欄4(2)中「第18条の5第11項第4号、第38条の5第9項第4号」を「第19条第12項第4号、第38条の5第10項第4号」に改め、同欄4(3)及び同欄4(4)を削り、同表環境生活部の表環境生活総務課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)に関する次のこと。

- (1) 体験の機会の場の認定(第20条第1項)
- (2) 国民、民間団体等による協働取組に関する協定の届出の受理(第21条の5第1項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄2を削り、同項局長専決事項の欄4を削り、同欄5を同欄4とし、同項課長専決事項の欄4を削り、同欄5を同欄4とし、同表廃棄物指導室の項部長専決事項の欄に次のように加える。

3 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に関する次のこと。

- (1) 関連事業者への勧告(第20条第1項)
- (2) フロン類回収業者に対する勧告(第20条第2項)
- (3) 関連事業者への措置命令(第20条第3項)

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項局長専決事項の欄に次のように加える。

3 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 解体業の許可(第60条第1項)
- (2) 破砕業の許可(第67条第1項)

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項課長専決事項の欄に次のように加える。

4 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 引取業者の登録の実施(第44条第1項)
- (2) 引取業者の登録の通知(第44条第2項)
- (3) 引取業者の登録の拒否(第45条第1項)
- (4) 引取業者の登録の拒否の通知(第45条第2項)
- (5) 引取業者の変更登録の実施(第46条第2項)
- (6) 引取業者の変更登録の通知(第46条第3項)
- (7) 引取業者の登録の抹消(第49条)
- (8) 引取業者の登録の取消の通知(第51条第2項)

- (9) フロン類回収業者の登録の実施 (第55条第1項)
- (10) フロン類回収業者の登録の通知 (第55条第2項)
- (11) フロン類回収業者の登録の拒否 (第56条第1項)
- (12) フロン類回収業者の登録の拒否の通知 (第56条第2項)
- (13) フロン類回収業者の変更登録の実施 (第57条第2項)
- (14) フロン類回収業者の変更登録の通知 (第57条第3項)
- (15) フロン類回収業者の登録の取消の通知 (第58条第2項)
- (16) フロン類回収業者の登録の抹消 (第59条)
- (17) 必要な措置を講ずべき旨の勧告 (第90条第1項)
- (18) 勧告に係る措置をとるべきことの命令 (第90条第3項)
- (19) 許可等に関する意見聴取 (第125条)
- (20) 事務の照会、協力依頼 (第127条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項部長専決事項の欄2を次のように改める。

2 土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号) に関する次のこと。

- (1) 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査命令等 (第5条第1項)
- (2) 要措置区域の指定等 (第6条)
- (3) 要措置区域内における汚染の除去等の措置を講ずべきことの指示等 (第7条第1項及び第2項)
- (4) 形質変更時要届出区域の指定等 (第11条)
- (5) 指定の申請による要措置区域等の指定 (第14条第3項)
- (6) 汚染土壌処理業に関する許可、許可の更新及び変更の許可 (第22条及び第23条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄1 (2) 中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同欄1 (5) 中「第14条の8第5項」を「第14条の9第6項」に改め、同欄3 (5) 中「第21条第2項」を「第21条第1項」に改め、同欄5 (1) 及び同欄5 (2) を削り、同欄5 (3) を同欄5 (1) とし、同欄6 (1) を削り、同欄6 (2) を同欄6 (1) とし、同欄7 (1) 中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄8 (3) 中「緊急時の措置」の次に「(水質汚濁に関するものに限る。)」を加え、同欄11を次のように改める。

11 土壤汚染対策法に関する次のこと。

- (1) 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認等 (第3条第1項、第3条第4項及び第3条第5項)
- (2) 土壤汚染状況調査の報告命令又は報告内容の是正命令 (第3条第3項)
- (3) 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査命令 (第4条)
- (4) 土地の形質の変更の施行方法に関する計画変更命令 (第12条第4項)
- (5) 汚染土壌の搬出に関する計画変更命令 (第16条)
- (6) 指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して行う助成 (第45条)
- (7) 関係行政機関等の長に対する協力要請 (第56条第2項)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄7 (2) 中「第3条第3項」を「第6条」に改め、同欄8 (6) 中「緊急時の措置」の次に「(大気汚染に関するものに限る。)」を加え、同欄10を次のように改める。

10 土壤汚染対策法に関する次のこと。

- (1) 使用が廃止された有害物質使用特定施設を設置していた者以外に土地所有者等があるときの当該土地の所有者等に対する当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨の通知 (第3条第2項)
- (2) 指定の申請があった場合における報告等 (第14条第4項)
- (3) 要措置区域等の台帳の調製、訂正、消除等 (第15条)
- (4) 汚染土壌処理業に関する変更の届出の受理 (第23条第3項)

(5) 汚染土壌処理業の休止等の届出の受理 (第23条第4項)

(6) 報告及び検査 (第54条)

(7) 土壌汚染に関する情報の収集等 (第61条)

別表第2環境生活部の表環境管理課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

11 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) に関する次のこと。

(1) 地位の承継の届出の受理 (第16条第4項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄7及び同欄8を削り、同欄9を同欄7とし、同欄10を同欄8とし、同欄11を同欄9とし、同項課長専決事項の欄5及び同欄6を削り、同欄7を同欄5とし、同欄8を同欄6とし、同欄9を同欄7とし、同表青少年・男女共同参画課の項部長専決事項の欄1 (4) 中「第15条第4項」を「第15条第5項」に改め、同欄1 (6) を同欄1 (9) とし、同欄 (5) の次に次のように加える。

(6) 端末設備を公衆の利用に供する者に対する勧告・公表 (第21条の8)

(7) 携帯電話インターネット事業者に対する勧告・公表 (第21条の9)

(8) 意見を述べる機会の付与 (第21条の10)

別表第2環境生活部の表青少年・男女共同参画課の項課長専決事項の欄1 (2) を同欄1 (3) とし、同欄1 (1) の次に次のように加える。

(2) 青少年によるインターネット利用に係る説明・資料の提出の要求 (第21条の7第4項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄2 (7) 中「第29条第9項、第10項」を「第29条第11項、第12項」に改め、同欄5 (18) 中「等」を加え、同欄5 (23) から同欄5 (27) までを削り、同欄5 (28) を同欄5 (23) とし、同欄5 (29) から同欄5 (38) までを同欄5 (24) から同欄5 (33) までとし、同欄6 (3) 中「第3条の2」を「第4条」に改め、同欄6 (4) 中「第35条の9第2項」を「第35条の15第2項」に改め、同欄6 (5) 中「第35条の10第2項」を「第35条の16第2項」に改め、同欄に次のように加える。

9 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に関する次のこと。

(1) 指定介護療養型医療施設の指定 (旧法第107条)

(2) 指定介護療養型医療施設の入所定員の変更 (旧法第108条)

(3) 指定介護療養型医療施設に対する報告の命令等 (旧法第112条)

(4) 指定介護療養型医療施設に対する勧告及び命令等 (旧法第113条の2)

(5) 指定介護療養型医療施設の指定の取消し等及び公示 (旧法第114条、第115条)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄2 (4) 中「第29条第7項」を「第29条第9項」に改め、同欄4 (31) から同欄4 (33) までを削り、同欄4 (34) を同欄4 (31) とし、同欄4 (35) から同欄4 (44) までを同欄4 (32) から同欄4 (41) までとし、同欄5 (1) 中「第35条の9第3項」を「第35条の15第3項」に改め、同欄5 (2) 中「第35条の10第3項」を「第35条の16第3項」に改め、同欄12を次のように改める。

12 喀痰吸引等研修に関すること。

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄13を同欄14とし、同欄12の次に次のように加える。

13 社会福祉士及び介護福祉士法に関する次のこと。

(1) 認定特定行為業務従事者の認定証の再交付 (附則第4条)

(2) 登録研修機関の登録の更新 (附則第9条)

(3) 登録研修期間の登録の変更届等の受理及び公示 (附則第11条、附則第17条)

(4) 登録研修期間の業務の休廃止の届出受理及び公示 (附則第13条、附則第17条)

(5) 登録研修機関に対する報告及び立入検査 (附則第18条)

(6) 登録特定行為事業者に対する報告及び立入検査 (附則第20条)

(7) 登録特定行為事業者の登録の変更等の届出の受理及び公示 (附則第20条)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄14の次に次のように加える。

15 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に関する次のこと。

- (1) 指定介護療養型医療施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取 (旧法第107条)
- (2) 指定介護療養型医療施設の指定の更新 (旧法第107条の2)
- (3) 指定介護療養型医療施設の変更等の届出の受理 (旧法第111条)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項部長専決事項の欄1中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項局長専決事項の欄1を次のように改める。

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する次のこと。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設並びに指定一般相談支援事業者の指定 (第36条、第38条、第51条の19)
- (2) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設並びに指定一般相談支援事業者に対する勧告、命令等 (第49条、第51条の28)
- (3) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設並びに指定一般相談支援事業者の指定の取消し等 (第50条、第51条の29)
- (4) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の業務管理体制に対する報告等の命令等 (特別検査) (第51条の3、第51条の32)
- (5) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の業務管理体制に対する勧告、命令等 (第51条の4、第51条の33)
- (6) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設並びに指定一般相談支援事業者の指定等の公示 (第51条、第51条の30)
- (7) 指定自立支援医療機関の指定 (第59条)
- (8) 指定自立支援医療機関の指定の更新 (第60条)
- (9) 指定自立支援医療機関の指定の取消し等 (第68条)
- (10) 障害福祉サービス事業の開始の届出の受理 (第79条)
- (11) 自立支援医療費受給者証 (精神障害者に係るものに限る。) の交付に関する処分についての行政不服審査法の規定による異議申立に関すること。

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄6 (7) を同欄6 (8) とし、同欄6 (6) を同欄6 (7) とし、同欄6 (5) の次に次のように加える。

- (6) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の業務管理体制に関する勧告、命令等 (第21条の5の27、第24条の19の2)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

13 社会福祉士及び介護福祉士法に関する次のこと。

- (1) 認定特定行為業務従事者の認定証の交付 (附則第4条)
- (2) 認定特定行為業務従事者の特定行為の業務の停止又は認定証の返納 (附則第4条)
- (3) 登録研修機関の登録及び公示 (附則第8条、附則第17条)
- (4) 登録研修機関の適合命令及び改善命令 (附則第14条、附則第15条)
- (5) 登録研修機関の取消し若しくは全部又は一部の停止及び公示 (附則第16条、附則第17条)
- (6) 登録特定行為事業者の登録及び公示 (附則第20条)
- (7) 登録特定行為事業者の登録の取消し又は停止及び公示 (附則第20条)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄1を次のように改める。

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する次のこと。

- (1) 自立支援給付対象サービス等に関する調査等 (第11条)

- (2) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設並びに指定一般相談支援事業者の指定の変更等 (第37条、第39条、第46条、第51条の25)
- (3) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設並びに指定一般相談支援事業者の指定の更新 (第41条、第51条の21)
- (4) 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告の命令等 (第48条、第51条の27)
- (5) 指定事業者等の業務管理体制に関する届出の受理 (第51条の2、第51条の31)
- (6) 指定事業者等の業務管理体制に対する報告等の命令等 (一般検査) (第51条の3、第51条の32)
- (7) 指定自立支援医療機関の指定の変更 (第64条)
- (8) 相談支援従事者研修修了証明書の交付に関する事。
- (9) 障害程度区分認定調査員等研修修了証明書の交付に関する事。
- (10) 自立支援医療費等の額の決定 (第73条第1項)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄5 (1) 中「及び指定障害児入所施設」を「指定障害児入所施設及び障害児通所支援事業」に改め、同欄10及び同欄11を削り、同欄12を同欄10とし、同欄13中「児童福祉施設」を「障害児施設」に改め、同欄13を同欄11とし、同欄に次のように加える。

12 社会福祉士及び介護福祉士法に関する次のこと。

- (1) 認定特定行為業務従事者の認定証の再交付 (附則第4条)
- (2) 登録研修機関の登録更新 (附則第9条)
- (3) 登録研修機関の登録の変更届等の受理及び公示 (附則第11条、附則第17条)
- (4) 登録研修機関の業務の休廃止の届出受理及び公示 (附則第13条、附則第17条)
- (5) 登録研修機関に対する報告の命令等 (附則第18条)
- (6) 登録特定行為事業者の登録の変更等の届出の受理及び公示 (附則第20条)
- (7) 登録特定行為事業者に対する報告の命令等 (附則第20条第2項)

別表第2福祉保健部の表医務課の項部長専決事項の欄2を削り、同欄3を同欄2とし、同欄4を同欄3とし、同項局長専決事項の欄3中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同欄11 (1) を削り、同欄11 (2) を同欄11 (1) とし、同項課長専決事項の欄2及び9中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表健康推進課の項課長専決事項の欄5 (1) を削り、同欄5 (2) を同欄5 (1) とする。

別表第2商工観光労働部の表商工観光労働総務課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

4 和歌山競輪場管理条例施行規則 (昭和25年和歌山県規則第43号) に関する次のこと。

- (1) 競輪場使用料のうち、自転車競技法による使用以外の場合の使用料の決定 (第2条第1項第1号イ)
- (2) 選手宿泊施設使用料の決定 (第2条第1項第2号)
- (3) 売店使用料のうち、自転車競技法に基づく競輪開催期間中以外の場合の使用料の決定 (第2条第1項第3号ウ)

別表第2農林水産部の表工事検査室の項を削り、同表農業農村整備課の項局長専決事項の欄1 (1) 中「変更公告 (第30条第3項)」を「変更認可及び公告 (第30条)」に改め、同欄1 (11) を同欄1 (13) とし、同欄1 (7) から同欄1 (10) までを同欄1 (9) から同欄1 (12) までとし、同欄1 (6) の次に次のように加える。

- (7) 土地改良区の解散認可及び公告 (第67条)
- (8) 土地改良区の合併認可及び公告 (第72条)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項部長専決事項の欄1 (1) 中「第5条の1」を「第5条」に改め、同項局長専決事項の欄1 (1) 中「(基本方針の変更を除く。)」を削り、「第5条の4」を「第5条」に改め、同欄1 (2) 中「第10条の5」の次に「、第10条の6」を加え、同欄1 (4) を同欄1 (5) とし、同欄1 (3) を同欄1 (4) とし、同欄1 (2) の次に次のように加える。

- (3) 地域森林計画の変更による市町村森林整備計画を変更すべき旨の通知 (第10条の6)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄2 (5) を同欄2 (7) とし、同欄2 (4) を同欄2 (6) とし、同欄2 (3) を同欄2 (4) とし、同欄2 (4) の次に次のように加える。

(5) 業務又は財産状況の報告の徴収 (森林組合連合会に係るものを除く。) (第110条)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄2 (2) を同欄2 (3) とし、同欄2 (1) を同欄2 (2) とし、同欄2 (2) の前に次のように加える。

(1) 森林組合及び生産森林組合の定款変更の許可 (第61条第2項、第100条第2項)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄12中「森林・林業・木材産業づくり交付金事業」を「森林・林業再生基盤づくり交付金事業」に改め、同欄21 (3) を削り、同欄に次のように加える。

23 木材産業等高度化推進運営協議会の委員の選任及び運営に関する事。

24 林業労働力対策に係る林業担い手社会保障制度等充実対策事業計画の承認に関する事。

25 持続的森林経営確立総合対策実践事業に関する事 (検査及び森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備の補助金の交付を除く。)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項課長専決事項の欄10を削り、同欄11を同欄10とし、同欄12を同欄11とし、同欄13を同欄12とする。

別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄15中「都市のまち緑化事業」を「都市のやなぎ街なか緑化事業」に改め、同表資源管理課の項局長専決事項の欄1に次のように加える。

(4) 漁業権行使規則、入漁権行使規則、遊漁規則の設定、変更、廃止の認可 (第8条、第129条)

(5) 漁業権漁業の休業の届出の受理並びに休業中の他者に対する漁業許可 (第35条、第36条)

別表第2農林水産部の表備考中「工事検査室、」を削る。

別表第2県土整備部の表技術調査課の項局長専決事項の欄1 (8) 中「勧告」の次に「(地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) において、振興局建設部長が専決すべきものとして定められている事項を除く。)」を加え、同表河川課の項局長専決事項の欄2 (1) 中「第2項」を「第4項」に改め、同欄2 (2) 中「水防法第10条の2」を「第11条第1項」に改め、同欄2 (3) 中「水防法第10条の4」を「第14条第1項」に改め、同欄2 (4) を削り、同欄2 (5) 中「こと」の次に「(第16条第1項、第4項)」を加え、同欄2 (5) を同欄2 (4) とし、同項課長専決事項の欄2 (1) 中「第32条の2第3項、第4項」を「第42条第3項、第4項」に改め、同表建築住宅課の項局長専決事項の欄1 (28) を同欄1 (29) とし、同欄1 (25) から同欄1 (27) までを同欄1 (26) から同欄1 (28) までとし、同欄1 (24) の次に次のように加える。

(25) 確認検査業務規定の変更の認可 (第77条の27)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄2 (7) を同欄2 (9) とし、同欄2 (6) を同欄2 (8) とし、同欄2 (5) を同欄2 (7) とし、同欄2 (4) を同欄2 (5) とし、同欄2 (5) の次に次のように加える。

(6) 事務所登録等事務規定の変更の認可 (第15条の8第1項、第15条の17第5項)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄2 (3) の次に次のように加える。

(4) 二級建築士等登録事務規定の変更の認可 (第10条の9第1項、第10条の20第3項)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄15を削り、同欄16を同欄15とし、同項課長専決事項の欄24 (1) 中「第7条第11項」を「第7条第1項」に改め、同欄に次のように加える。

25 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) に関する次のこと (海南市及び海草郡の区域内の建築物に係るものに限る。)

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定 (ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。) (第53条第1項)

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定 (第55条第1項)

(3) 報告の徴収 (第56条)

(4) 改善命令 (第57条)

(5) 計画の認定の取消し (第58条)

(6) 助言及び指導 (第59条)

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「又は」を「、又は」に改める。

別表第1専決事項の欄11中「第15条」を「第16条」に改め、同欄15 (1) 中「及び公課費」を「並びに公課費」に改め、同欄24中「ただちに」を「直ちに」に改め、同欄28に次のように加える。

(4) 普通財産の貸付け又は貸付けの変更のうち次に掲げる事項 (第27条から第29条の3まで)

ア 貸付期間が1月以内であるもの

イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合におけるもの

別表第2精神保健福祉センター所長の項専決事項の欄2中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表公営競技事務所長の項専決事項の欄5中「競輪開催に伴う」を削り、同表和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄20に次のように加える。

(4) 昭和48年改正前の公有水面埋立法第27条による仮処分登記の抹消

別表第2南紀白浜空港管理事務所長の項専決事項の欄12 (3) 中「そこなう」を「損なう」に改める。

別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄9中「振替え」を「振替」に改め、同欄17中「15条」を「16条」に改め、同欄29 (1) 中「及び扶助費」を「並びに扶助費」に改め、同欄37中「ただちに」を「直ちに」に改め、同欄41 (3) を同欄41 (2) とし、同欄41に次のように加える。

(3) 普通財産の貸付け又は貸付けの変更のうち次に掲げる事項 (第27条から第29条の3まで)

ア 貸付期間が1月以内であるもの

イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合におけるもの

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄27中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「みつばち転飼許可」を「蜜蜂転飼許可」に改め、同欄29中「みつばち転飼条例」を「蜜蜂転飼条例」に改め、同欄100を同欄111とし、同欄109を同欄110とし、同欄108中「紀州材加工流通施設・木材公共施設等整備加速化事業」を「紀州材加工流通施設整備加速化事業」に改め、同欄108を同欄109とし、同欄101から同欄107までを同欄102から同欄108とし、同欄100中「紀州材需要創出事業」を「紀州材需要拡大対策支援事業」に改め、同欄100を同欄101とし、同欄99中「森のチカラ再生サポート事業」を「低コスト林業基盤整備サポート事業」に改め、同欄99を同欄100とし、同欄50から同欄98までを同欄51から同欄99までとし、同欄49 (3) 及び (4) を削り、同欄49を同欄50とし、同欄48を同欄49とし、同欄47を同欄48とし、同欄46の次に次のように加える。

47 農林水産大臣が管理している土地等の管理に関すること。

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄111の次に次のように加える。

112 持続的森林経営確立総合対策実践事業の補助金の交付 (森林所有者等の基礎的な情報整備・普及活動を除く。) に関すること。

113 都市のやすらぎ街なか緑化に係る検査に関すること。

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄28の次に次のように加える。

29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に関する次のこと。

- (1) 自立支援給付対象サービス等に関する調査等（第11条）
- (2) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助）等に対する報告の命令等（第48条、第51条27）
- (3) 指定一般相談支援事業者等の業務管理体制に対する報告等の命令等（一般、特別検査）（第51条の3、第51条の32）

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄1に次のように加える。

- (3) 建設業の許可（更新に係るものに限る。）に係る建設業者に対する指導及び助言（社会保険等の加入状況に係るものに限る。）（第41条第1項）

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄26（1）中「発令及び解除（第10条の4）」を「発表（第16条第1項）」に改め、同欄26（7）中「第36条第1項」を「第49条第1項」に改め、同欄26（7）を同欄26（8）とし、同欄26（6）中「第35条の2」を「第48条」に改め、同欄26（6）を同欄26（7）とし、同欄26（5）中「第32条の2第3項、第4項」を「第42条第3項」に改め、同欄26（5）を同欄26（6）とし、同欄26（4）中「承認（第25条）」を「届出に関すること（第33条第3項）。」に改め、同欄26（4）を同欄26（5）とし、同欄26（3）中「第23条」を「第30条」に改め、同欄26（3）を同欄26（4）とし、同欄26（2）中「第22条」を「第29条」に改め、同欄26（2）を同欄26（3）とし、同欄26（1）の次に次のように加える。

- (2) 水位情報の通知及び周知（第13条第2項）

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄27に次のように加える。

- (4) 昭和48年改正前の公有水面埋立法第27条による仮処分登記の抹消

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄38（2）中「専用面積」を「占用面積」に改め、同欄38（7）を同欄38（8）とし、同欄38（4）から同欄38（6）までを同欄38（5）から同欄38（7）までとし、同欄38（3）の次に次のように加える。

- (4) 国又は地方公共団体との協議（行為面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）（第6条）

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄39（8）を同欄39（9）とし、同欄39（5）から同欄39（7）までを同欄39（6）から同欄39（8）までとし、同欄39に次のように加える。

- (5) 急傾斜地崩壊危険区域内における国等との協議（行為面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）（第7条第4項）

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄58に次のように加える。

- (3) 報告の徴収及び立入検査（第87条第10項）

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄60の次に次のように加える。

61 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関する次の事項（海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。）

- (1) 低炭素建築物新築等計画の認定（ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。）（第53条第1項）
- (2) 低炭素建築物新築等計画の変更の認定（第55条第1項）
- (3) 報告の徴収（第56条）
- (4) 改善命令（第57条）
- (5) 計画の認定の取消し（第58条）
- (6) 助言及び指導（第59条）

別表第3第1号の表建設部ダム管理事務所長の項専決事項の欄8中「第15条」を「第16条」に改め、同表

部の課長の項専決事項の欄13 (1) 中「及び公課費」を「並びに公課費」に改め、別表第3第2号の表西牟婁振興局建設部長の項専決事項の欄に次のように加える。

4 熊野川洪水予報に関すること。

別表第3第2号の表に次のように加える。

東牟婁振興局新宮建設部長	1 熊野川洪水予報に関すること。
--------------	------------------

別表第4院長の項専決事項の欄9中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

旅券事務長設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程（平成7年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

別表中「振替え」を「振替」に、「」第15条」を「」第16条」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

農林水産総務課工事検査室分室長の事務決裁等の特別取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農林水産総務課工事検査室分室長の事務決裁等の特別取扱規程を廃止する訓令

農林水産総務課工事検査室分室長の事務決裁等の特別取扱規程（平成22年和歌山県訓令第8号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

技術調査課検査指導室分室長の事務決裁等の特別取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

技術調査課検査指導室分室長の事務決裁等の特別取扱規程を廃止する訓令

技術調査課検査指導室分室長の事務決裁等の特別取扱規程（平成20年和歌山県訓令第11号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第9号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

検査・技術支援課分室長の事務決裁等の特別取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、検査・技術支援課分室長の所掌する事務についての決裁の区分及び手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(専決)

第2条 検査・技術支援課分室長（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第211条第3項に定める検査・技術支援課分室長をいう。）は、別表に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。

(専決の制限)

第3条 この規程に定めるところにより検査・技術支援課分室長において専決できる事項であっても次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの
- (2) 他の部課に関係のある事務で意見を異にするもの
- (3) 疑義若しくは紛議があり、又はこれを生じるおそれのあるもの
- (4) あらかじめ事務処理について上司の指示を受けたもの

(検査・技術支援課分室長代決者)

第4条 検査・技術支援課分室長が専決できる事項について、検査・技術支援課分室長が不在のときは、検査・技術支援課分室長があらかじめ指定した職員がその事項を代決することができる。

(代決の原則)

第5条 事務の代決は、あらかじめ方針を指示された事項又は緊急に処理することを要する事項に限るものとし、異例に属する事項又は新規に計画する事項については、代決することができない。

2 代決した事項については、その後、検査・技術支援課分室長の後閲を受け、又は検査・技術支援課分室長に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

専 決 事 項
1 和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）に関する検査要求書（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事に限る。）の受理（第9条）
2 検査・技術支援課分室に所属する職員（以下「所属の職員」という。）の事務分担に関すること。
3 所属の職員の週休日の振替に関すること。
4 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。
5 所属の職員の旅行（検査・技術支援課分室長の国外旅行及び旅行期間2週間以上にわたる国内旅行を除く）

- く。)に係る旅行命令及び復命の受理に関すること。
- 6 所属の職員の休暇 (2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。)の承認等に関すること。
 - 7 その他検査・技術支援課分室に属する事務のうち軽易な事項に関すること。